

海洋学習（ローボート・海カヌー）安全対策要綱

1 活動の実施可否基準

(1) 判断時期

活動当日の8：30（午後の海洋学習については12：00）

(2) 判断者

当日の海洋学習担当施設指導職員が気象状況や海洋学習実施場所の海の現状を報告し、所長・主任が実施可否基準に応じて決定する。決定後、判断者と施設指導職員が団体引率者の総括責任者に連絡する。

(3) 気象状況の把握

気象庁発表の気象情報・広島地方気象台の天気予報・第六管区海上保安本部気象情報・海洋学習実施場所の風速計計測・雷鳴の状況及びストライクアラート（雷探知機）による計測・海洋学習実施場所からの目視による濃霧の状況確認。

(4) 実施の可否基準

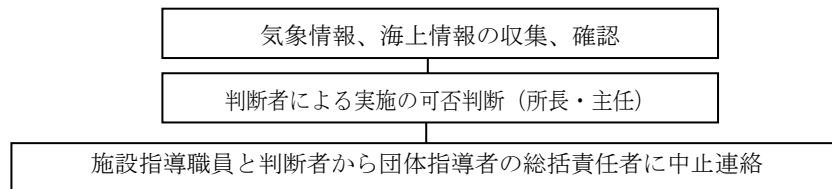
① 中止する場合

- ア 実施1時間前までに警報が発令されている場合。（暴風、波浪、大雨、高潮、津波）
- イ 実施1時間前までに注意報が発令された場合。（強風、波浪、津波）
- ウ 実施1時間前までに海上警報で暴風警報が発令されている場合。
- エ その他
 - (ア)風速6m／秒以上の場合。
 - (イ)波高50cm以上の場合。
 - (ウ)視界2km以下の場合。（峠島が霧で視認できない状態の場合）
 - (エ)台風の接近、雷鳴、突風等、海洋学習実施に不適切と判断した場合。
- オ その他、出艇に不適切と判断した場合。

②状況により中止する場合

- ア 風速4m／秒以上の場合。
- イ 大雨注意報が発令されている場合。
- ウ 濃霧注意報が発令されている場合。（峠島が視認できれば可）
- エ 雷注意報が発令されている場合。（雷鳴が確認できれば可）
- オ 最高潮位が300cm以上の場合。（出艇数が少ない場合は可）
※海洋学習実施時間内に潮位が300cmを越えると実施場所の浜が確保できないため。
- カ その他、出艇に不適切である可能性がある場合。

【海洋学習実施前の中止連絡方法】



【海洋学習実施中における中止連絡】

